

IV

# 報酬として費用計上が求められる 権利確定条件付き有償新株 予約権の会計処理ポイント

有限責任あずさ監査法人  
公認会計士 荒井 謙二

## はじめる

企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」という)は、2018年1月12日に、実務対応報告36号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(以下、「本実務対応報告」という)を公表した。本実務対応報告は、企業がその従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を発行する場合における会計処理および開示を明らかにすることを目的としたものである。ASBJが2017年5月10日に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、寄せられたコメントを検討し、公開草案の内容を一部修正したうえで本実務対応報告の公表に至っている。

本稿では本実務対応報告の内容を

概説し、今3月期決算で早期適用する際に、留意するポイントを解説する。なお、本文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

## 本実務対応報告の 主なポイント

### (1) 本実務対応報告の公表の 背景

従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引は、企業会計基準8号「ストック・オプション等に関する会計基準」(以下、「ストック・オプション会計基準」という)の公表時において想定されていなかったことから、ストック・オプション会計基準の適用範囲に含まれるのか否かが必ずしも明確では

なかった。ストック・オプション会計基準の適用範囲に含まれるか否かで、費用処理の要否が変わり得るため、会計処理の明確化が望まれた。

### (2) 会計処理および開示

本実務対応報告では、権利確定条件付き有償新株予約権の会計処理が明確化された。主要な事項は次のとおりである。

① 企業がその従業員等に対して権利確定条件が付された新株予約権を付与する際、従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込む取引を対象とする。

② 本実務対応報告の対象とする権利確定条件付き有償新株予約権は、ストック・オプション会計基準2項(2)に定めるストック・オプション(自社株式オプションのうち、特

に企業がその従業員等に報酬として付与するもの)に該当する。

③ 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴って従業員等から受け取る金額を純資産の部に新株予約権として計上する。また、各会計期間における費用計上額として権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価額から払込金額を差し引いた金額のうち、当期に発生したと認められる額を費用計上する(相手勘定は新株予約権)。

④ 従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、ストック・オプション会計基準等に基づく内容を注記する。

### (3) 適用時期等

本実務対応報告は、2018年4月1日以後適用する。ただし、本実務対応報告の公表日以後適用することができ。

本実務対応報告を遡及適用するにあたり、本実務対応報告の公表日より前に権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、新株を発行している場合、新たな会計方針に基づき新株予約権として計上された額のうち、当該権利行使に対応する部分